附則第十二条の二第一項	法第七十二条の三から第七十二条の六まで	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二から第四十三条の五まで
附則第十二条の二第二項	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	法第七十二条の三第一項	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二第一項
附則第十二条の二第三項	法第七十二条の四（法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の三（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五
附則第十二条の二第四項	法第七十二条の五（法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の四（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五
附則第十二条の二第五項	法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五
附則別表備考	法第七十二条の三第一項第一号	厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号

第二十三条の二の見出し中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に改め、同条第一項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「、同表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の六第二項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と」を削り、同条第二項及び第三項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に改め、同条第四項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同条第五項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第六項中「附則第十六条第十二項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第七項」を「前条第九項」に改め、同条第七項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第八項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第十一項」に改め、同条第九項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第十項」を「前条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第二十三条の三第一項中「管掌者」を「実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「、同表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の十四第三項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と」を削り、同条第四項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同条第五項中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同条第六項中「第二十三条第八項」を「第二十三条第十項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第七項中「第二十三条第十項」を「第二十三条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第八項を削る。

第二十四条第一項の表以外の部分中「附則第十六条第六項」を「附則第十六条第八項」に改め、同項の表附則第十一条第四項の項中「附則第三十六条第一項」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第四十九条第一項又は第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（同令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項の前に次のように加える。

附則第十一条第二項第一号	共済法に	共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた同項の規定による読替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）に

第二十四条第一項の表附則第三十六条第一項の項、附則第三十六条第一項第一号の項及び附則第三十九条の項を削り、同表附則第四十条第一項並びに第四十二条第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

附則第四十三条第一項	の障害の程度が減退した	について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める
	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
	減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級	障害の程度が該当する旧共済法の障害等級

第二十四条第一項の表附則第四十四条第一項の項及び附則第四十五条第一項の項を削り、同表附則第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十二条第一項から第三項まで、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項の項中「並びに第五十七条第一項及び第二項」を「、第五十七条第一項及び第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第一項並びに第五十七条の四第一項」に改め、同条第二項の表第三十八条第一項第一号から第三号まで及び第四十一条第二項の項の前に次のように加える。